

Research Focus

2024 年 7 月 23 日
No.2024-021

増加する「身寄り」のない高齢者

— 頼れる親族がいない高齢者に関する試算 —

調査部 副主任研究員 岡元真希子

《要 点》

- ◆ 未婚化や家族・親族関係の希薄化などにより、頼れる親族がいない人が増加している。しかし、公的制度・社会保障給付や民間取引において、親族がいることを前提とした制度や商習慣が浸透しているため、頼れる親族のいない人は不利な立場に置かれやすい。このことが、いわゆる「身寄り問題」という社会課題として認識されるようになったものの、「身寄り」に関する明確な定義がなく、その輪郭は曖昧なため、本稿でその問題の概要を整理した。
- ◆ 文献調査に基づき、「身寄り」については、民法の扶養義務を根拠とした「配偶者・直系血族・兄弟姉妹」を基本として、より狭い「配偶者・子・孫」、より広い「三親等内の親族」という三段階に整理することができる。高齢者への支援の可能性に照らすと、「身寄りがいない」状態は、「子がない」「子・配偶者ともいない」「三親等内の親族がいない」に分けて捉えることが現実的である。
- ◆ 2024 年から 2050 年までの間に、子のいない高齢者は 459 万人(人口の 12.7%)から 1,032 万人(同 26.5%)に増加すると見込まれる。子・配偶者ともいない高齢者は 371 万人(10.3%)から 834 万人(21.4%)に、三親等内の親族がいない高齢者は 286 万人(同 8%)から 448 万人(同 11%)に、それぞれ増加すると見込まれる。また、親族がいても支援を期待できるとは限らず、「いざというときのお金の援助」を頼れる相手がない高齢者は 2024 年時点で 790 万人規模と推計される。
- ◆ 「身寄り」には支払い保証や緊急対応の役割に加え、高齢者の支援では、入院・入所の際の規則遵守の約束、退院・退所対応、情報伝達、死後対応が求められることが多い。このような一連の支援には相応の体力・判断力・意欲、経済力が必要で、現実的には引き受け手が限られる。親族に求める役割を明確化したり最小限にすることによって、高齢あるいは遠縁の親族まで引き受け手の幅を広げるとともに、親族以外による支援が可能になるよう制度を見直していく必要がある。

本件に関するご照会は、調査部・副主任研究員・岡元真希子宛にお願いいたします。

Tel : 080-2406-1838

Mail : okamoto.makiko@jri.co.jp

「[経済・政策情報メールマガジン](#)」、「[X \(旧 Twitter\)](#)」、「[YouTube](#)」でも情報を発信しています。

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本資料の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。

1. 注目を集める「身寄り」

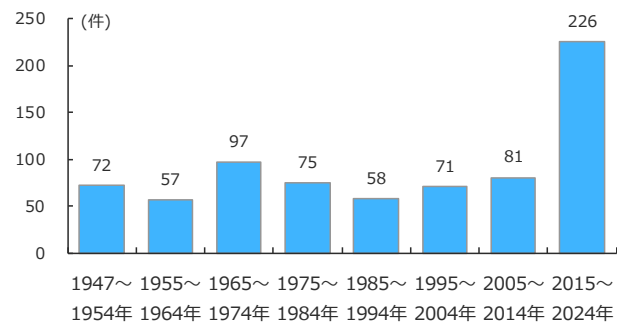
「身寄り」という言葉を頻繁に目にするようになった。2023 年 12 月に取りまとめられた内閣官房「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」には「身寄りのない高齢者等への支援」が盛り込まれ、2023 年 12 月 25 日の内閣官房「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議」の報告書では「身寄りが誰もいない人」への支援が課題であるとしている。高齢社会対策大綱の検討経過においても「身寄り」が話題のひとつとなっている。国会における「身寄り」に関する言及の件数は、2024 年 6 月の時点で、すでに過去の約 3 倍のペースとなっている（図表 1）。

孤独・孤立対策を所管する内閣府、生活困窮者・障害者・要介護高齢者等への支援を所管する厚生労働省はもちろんのこと、居住支援や空き家対策を所管する国土交通省、成年後見制度を所管する法務省の会議においても、しばしば「身寄り」に言及される。これは、公的扶助や社会保障制度の受給から民間における取引に至るまで、親族支援者がいることを前提とした制度設計や商習慣が浸透しており、頼れる親族がいない人は不利な立場に置かれたり、市場取引から排除されたりしやすいためである。

とりわけ高齢者は、加齢による心身機能の低下に伴い、医療や介護などの必要性が高まるため、頼れる親族がいないことの影響を受けやすい。かつてそのような人は少数にとどまっていたが、世帯の縮小や家族関係の希薄化などにより、少数に対する例外的な対応では済まなくなっており、様々な不都合を生む仕組みそのものの見直しが必要な段階にきているといえる。

しかし「身寄り」に関する法律・法令はなく、正式な定義はない。身寄りのない人への支援が社会課題であると頻繁に言及されるのに対し、その輪郭は曖昧であり、その数も把握されていない。本稿は様々な角度から「身寄りのない高齢者」の実像を捉える手がかりを整理し、現在における推定数および将来の人数推計を行うとともに、「身寄り」機能の代替可能性について検討する。

（図表 1）国会会議録における「身寄り」言及数



（資料）国会会議録検索システム <https://kokkai.ndl.go.jp/>により 2024 年 6 月 28 日検索

2. 「身寄り」の用例に見る範囲や役割

（1）法令・通知、国会議事録、白書に対する文献調査

① 法令・通知

総務省法令データ提供システム「e-Gov 法令検索」において、憲法・法律・政令・勅令・府省令・規則を対象に全文検索した結果、「身寄り」を含むものは該当がない¹。

民法第 725 条で、親族については、六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族という定めがある。頼るべき親族という点では、民法第 877 条における「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある」、「家庭裁判所は、特別の事情があるときは、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。」という条文が「身寄り」の手がかりのひとつであると考えられる。加えて、配偶者については民法第 752 条に「夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない」との定めがある。

¹ e-Gov 法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/> における 2024 年 6 月 17 日検索結果

また、昭和 36 年から令和 4 年までの厚生労働省の通知や事務連絡のうち 17 件が「身寄り」に言及している。高齢者に住まいや経済的支援、看護・介護を提供する同居家族、本人に代わって成年後見制度利用申立を実施可能な配偶者や四親等内の親族、亡くなった後に遺骨を引き取る親族、子を育てる親などを指す言葉として「身寄り」が使われている。(詳細は巻末補遺 1 のとおり)

② 白書ならびに国会会議録

厚生(労働)白書では、1960 年代から 70 年代に軽費老人ホームをはじめとした高齢者福祉施策の文脈において、「身寄り」の語は介護や経済的支援を提供可能な同居家族を指すものとして用いられている。児童福祉では子どもの養育をする親を、障害者福祉では本人に代わって制度の利用申請をする親族を指している。犯罪白書では、刑余者に対して帰住先を提供する家族に対して社会復帰のサポートも求めており、頼るべき身寄りのない刑余者は社会復帰が難しいとの指摘をしている。

1947 年から 2024 年までの国会会議録において、「身寄り」に言及しているものは 591 件、該当箇所は 737 ヲ所に上る。ほとんどの場合は「身寄りがない」という文脈であり、頼れる親族がいないことに起因する問題を指摘する発言である。具体的には、要介護高齢者・認知症高齢者のほか、障害者、意思決定に支援が必要な人、児童養護施設に在所中あるいは退所後の未成年の児童、受診に支援が必要な患者、子育て世帯、刑余者、被災者、避難民、拉致被害者、戦没者などに親族がいない場合の課題を指摘している。身寄りにはこれらの弱い立場の人々に対し、制度利用の手続き、身の回りの世話、経済的支援、住まいの提供などにとどまらず、コミュニケーション・相談・心理的サポート、葬儀や慰霊などの死後の対応などを行うことが求められている。

③ 死後の対応にかかる制度

本人が生存中の「身寄り」については、民法における親族の定義や扶養義務の定めが手掛かりになるが、本人が亡くなったあとについては、戸籍法の死亡の届出に関する条項、民法の関連項目、あるいは遺族年金の受給対象者の範囲が参考になる。

まず死後、直ちに発生するのは死亡届の提出である。死亡の届出は、同居の親族、その他の同居者、家主・地主・家屋管理人・土地管理人の順で行うものとされており、血縁の近さではなく、近くに住んでいることが重視されている。これらに加えて、同居の親族以外の親族、後見人・保佐人・補助人・任意後見人・任意後見受任者、公施設の長も届出をすることができる。(戸籍法 87 条ほか)

次に葬儀、火葬・埋葬が行われることが多いが、祭祀に関する権利は相続人の定めとは別のものとされ、慣習に従って継承される(民法 897 条)。とはいうものの、相続人が中心となって葬儀、火葬・埋葬、その後の納骨を実施することが多い。

相続については民法に定めがあり、配偶者がいる場合は常に相続人になる。子は第 1 順位の相続人であるが、子が亡くなっている場合には孫や曾孫などが代襲相続する。配偶者と第 1 順位の相続人がいない場合に、父母・祖父母などの直系尊属が第 2 順位、直系尊属もいない場合は兄弟姉妹が第 3 順位の相続人となる。兄弟姉妹が亡くなっている場合には甥・姪が代襲相続する。

遺族年金の受給も、身寄りの範囲あるいは優先順位を理解する手掛かりとなる。遺族基礎年金は、死亡した人に生計を維持されていた子(18 歳になった年度の 3 月 31 日まで、障害等級 1・2 級の場合は 20 歳未満)のある配偶者、または子(詳細は同上)が受給する。遺族厚生年金は死亡した人に生計を維持されていた遺族のうち、最も優先順位の高い人が受給できる。子のある配偶者、子(詳細は遺族基礎年金に同じ)、子のない配偶者、父母、孫(詳細は子と同じ)、祖父母の順である。

(2) 文献調査に基づく身寄りの想定範囲ならびに要件

ここまでの法律、通知、制度などをもとに「身寄り」の範囲は以下のように整理できる。「身寄り」を捉える出発点としての定義は、民法に定められた扶養義務の範囲であり、配偶者、直系血族である父母・祖父母などの尊属、子・孫などの卑属、兄弟姉妹がこれにあたる。これよりも狭い範囲を「身寄り」と見なしているのは原爆特別措置法による保健手当の受給要件であり、配偶者・子・孫を身寄りとして位置付けている。逆に、広く設定しているのは、成年後見制度の利用申立者の範囲であり、四親等内、つまりいとこや甥・姪の子まで含んでいる(図表2、3)。

(図表2) 制度・文脈別「身寄り」の範囲

	配偶者	直系血族				兄弟姉妹	甥・姪	三親等内の親族 左記以外の親族	四親等内の親族
		子	孫	父母	祖父母				
民法における扶養義務	○	○	○※1	○	○※1	○	△※2	△※2	
原爆特別措置法による保健手当	○	○	○						
成年後見制度の利用申立	○	○	○	○	○	○	○	○	○
法定相続人	○	○	△※3	△※3	△※3	△※3	△※3		
遺族基礎年金	○※4	○※4							
遺族厚生年金	①※4	②	④	③	⑤				

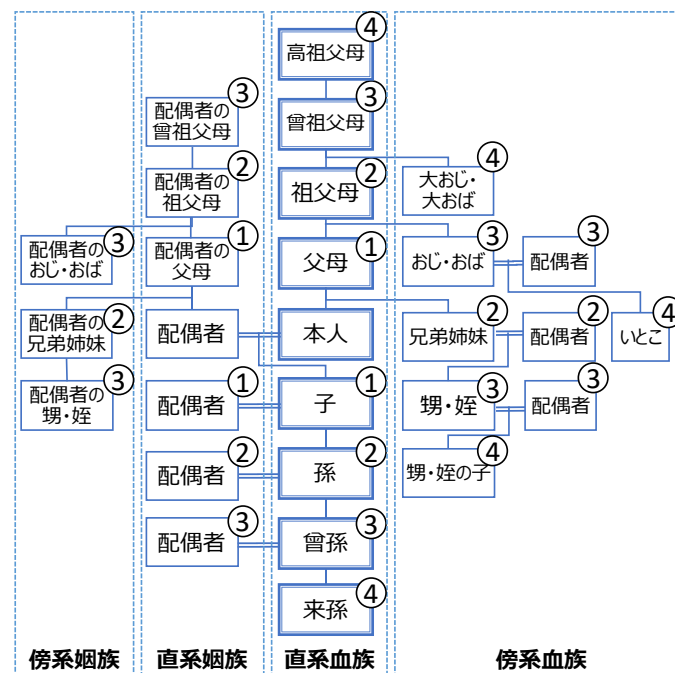
(注1) 祖父母に加えて、曾祖父母などの直系尊属、曾孫に加えて玄孫などの直系卑属も含むが掲載を省略した

(注2) 特別の事情があるときは、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる

(注3) 配偶者は必ず相続人、子が第1順位、親が第2順位、兄弟姉妹が第3順位。孫は子が死亡している場合、祖父母は父母が死亡している場合、甥姪は兄弟姉妹が死亡している場合。

(注4) 遺族基礎年金、遺族厚生年金は本文中の説明の通り。

(図表3) 四親等内の親族



(資料)法務省「四親等内の親族図」をもとに日本総合研究所作成 (注)丸数字は親等数

3. 身寄りのいない高齢者数の推計

これらを踏まえると、「身寄り」については、民法の扶養義務を根拠とした「配偶者・直系血族・

兄弟姉妹」を基本として、これより狭い「配偶者・子・孫」、これより広い「三親等内の親族」という三段階に整理することができる。高齢者の場合は、本人よりも年長の親族に支援を求めづらい点を踏まえ、高齢者にとっての「身寄りがいない」状態は、「子がいらない」「子も配偶者もない」「三親等内の親族がいらない」の3段階に分けて捉えることが現実的である。以下では、3段階それぞれについて、身寄りのいない高齢者の数を推計する。

加えて、単に親族が存在するだけでは、支援を依頼できる関係にあるとは限らない。相手に支援する力が乏しい場合、関係が悪かったり、疎遠だったりして頼れない場合もあるため、お金の援助を頼める親族の有無についても推計を行う。

(1) 高齢者全体

① 子がいらない高齢者

2020年時点の50歳時未婚率は男性は28.3%、女性は17.8%であり、20年前に比べて男性は約16ポイント、女性は約12ポイント増加している。並行して高齢者の未婚率も上昇する見通しである。わが国では未婚者のほとんどは子がいらない。有配偶者についても、価値観の多様化や晩婚化に伴い、子がいらない夫婦の割合が上昇している。

これらのトレンドを踏まえて、男女別に未婚者・離別者・死別者・有配偶者ごとに子がいる割合を推計して試算すると、子がいらない高齢者は2024年の459万人(人口の12.7%)から、2050年には1,032万人(同26.5%)へと増加することが見込まれる(図表4左)。高齢者人口は2043年の3,953万人をピークに減少に転じるが、子がいらない高齢者の数は2050年まで増加し続ける見通しである。(推計の前提数値については巻末補遺2のとおり)

② 子と配偶者がいらない高齢者

子がいなくても配偶者がいれば助け合うこともでき、専門職の支援を求めたり、他の親族に連絡を取ったりすることも可能になる。本人と過ごしてきた時間が長く、多くの場合は同居しているため、意思の類推や伝達という点においては子よりも配偶者のほうが支援を行いやすい面もある。子がいらない高齢者から有配偶者を除いた「子・配偶者ともいない」高齢者は2024年時点で371万人(人口の10.3%)と推計され、2050年には834万人(同21.5%)まで増加するとみられる(図表4右)。

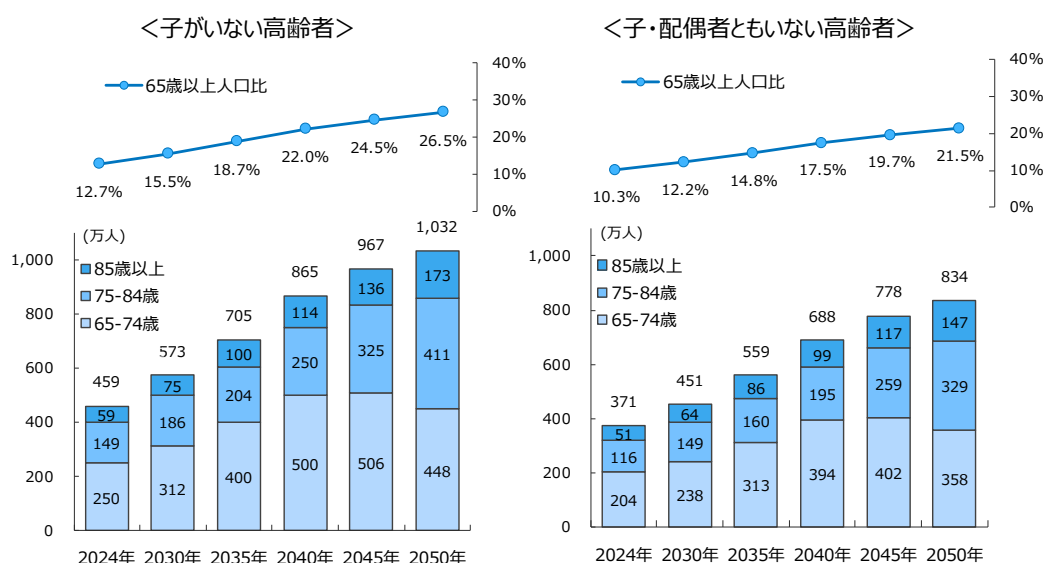
③ 三親等内の親族がいらない高齢者

三親等内の親族は民法に定められた扶養義務の範囲であり、例えば引取人のいない遺体があった場合に自治体は三親等内の親族まで照会するなどの運用が行われてきた²。三親等内の親族が見つからないと、死後の手続きが難航したり、無縁仏となる可能性が高まる。

インターネットの登録モニタに対するアンケート調査であるが、三親等内の親族がいないと回答した人の割合を、年齢・性・配偶関係別に将来推計人口にあてはめて試算すると、三親等内の親族がいらない高齢者の割合は2024年の約8%から2050年には11%超に増えるとみられ、その数は286万人から448万人へと5割以上増加する見通しである(図表5)。

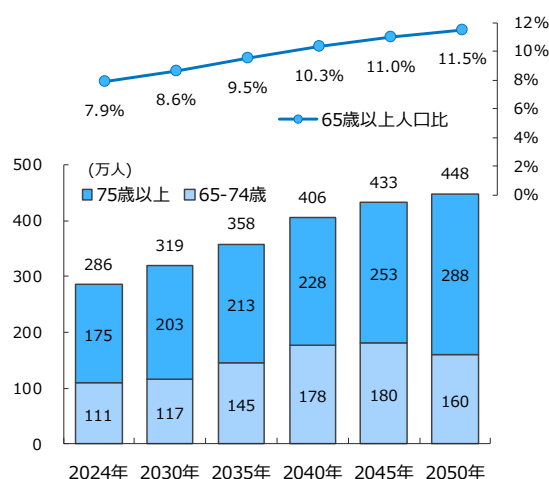
² 総務省行政評価局『遺留金等に関する実態調査 結果報告書』令和5年3月

(図表 4) 子・配偶者のいない高齢者の見通し



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計』(2024年推計)・『出生動向基本調査』、総務省統計局『国勢調査』、厚生労働省『人口動態調査』をもとに日本総合研究所推計

(図表 5) 三親等内の親族がいない高齢者数の見通し



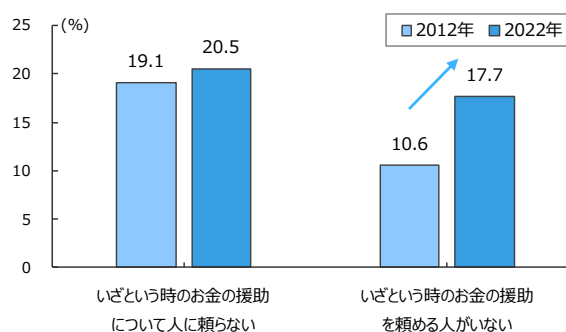
(資料) 日本総合研究所『公的介護保険サービスにおける身元保証等に関する調査研究事業』(2020年) 国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計』(2024年推計)をもとに日本総合研究所推計

④ いざという時の金銭の援助を頼める人がいない高齢者

血縁者がいるからといって頼れる関係にあるとは限らない。親子の関係であっても、関係が悪くて頼れない場合もある。きょうだいがいなくても、高齢や障害などによって相手の支援をする余力がないことも多い。甥や姪がいたとしても、保証人や経済的な支援を依頼するには遠慮がある場合も多いだろう。

国立社会保障・人口問題研究所が5年ごとに実施している「生活と支え合いに関する調査」では、「いざという時の金銭の援助」について

(図表 6) お金の援助を頼める相手



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所『生活と支え合いに関する調査』(2012年、2022年)を元に日本総合研究所

尋ねている。回答は、頼れる人がいる・いない、の2択ではなく「そのことでは人に頼らない」という選択肢も設けられている。2012年と2022年の調査結果を比較すると「人に頼らない」と回答した人の割合は微増にとどまっているが、頼れる人が「いない」人の割合は大きく上昇している(図表6)³。

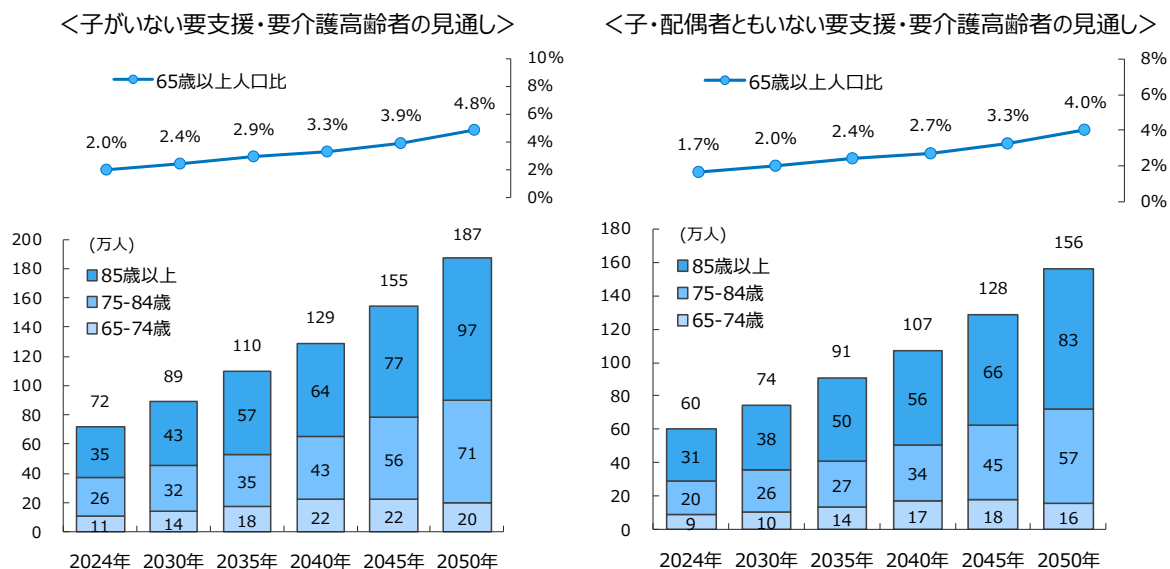
同調査については詳細の属性別の集計表が公表されていないものの、独居高齢男性・独居高齢女性・高齢夫婦世帯・その他の世帯の高齢者に分けて粗い試算をすると、「いざという時のお金の援助」について頼れる親族がいない高齢者は2024年時点で790万人、2050年には890人に迫ると推計される。

(2) 要介護高齢者

ここまで、頼れる親族がいない高齢者の推計を行ったが、頼らざるを得ない場面が発生しない限り、親族がいないことに起因する問題は顕在化しづらい。以下では、より課題が発生しやすい要支援・要介護高齢者について推計する。なお、データの制約から、いざという時のお金の援助を頼れる親族の有無については推計を行っていない。

子がいると要介護認定申請を奨めるなど認定率が上がる要素、あるいは子が日常生活の支援や介護を提供する場合には要介護認定申請を行わないなど認定率が下がる要素の両方が考えられるが、本稿では子の有無による要介護認定率の差はないとの仮定に基づき、性・年齢階層別の要支援・要介護認定率を当該人口に掛けて人数を算出した。この結果、要支援・要介護認定を受けている高齢者のうち子がいらない人は2024年の72万人から、2050年には187万人へと増加することが見込まれる。同様に要支援・要介護認定を受けている高齢者のうち、子・配偶者のいずれもいない人は2024年の60万人から2050年には156万人へ、三親等内の親族がいない人は2024年の34万人から2050年には59万人へ、それぞれ増加することが見込まれる(図表7、8)。

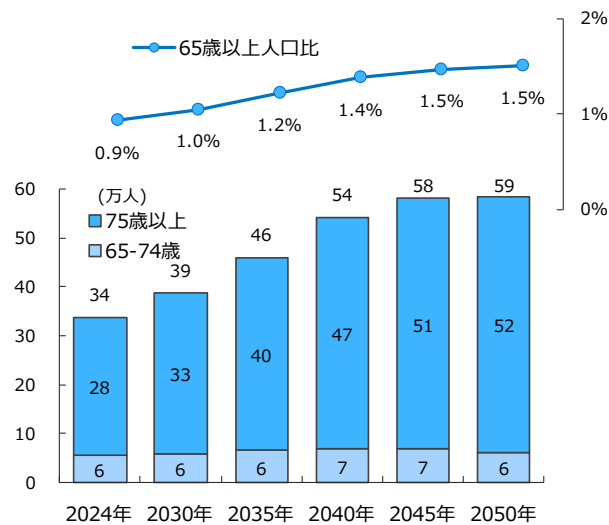
(図表7) 子・配偶者のいない要支援・要介護高齢者の見通し



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計』(2024年推計)・『出生動向基本調査』、総務省統計局『国勢調査』、厚生労働省『人口動態調査』をもとに日本総合研究所推計

³ 2012年調査では「いざという時の高額のお金の援助」「いざという時の少額のお金の援助」の2項目に分かれていたため、単純平均した。

(図表 8) 三親等内の親族がいない要支援・要介護高齢者数の見通し

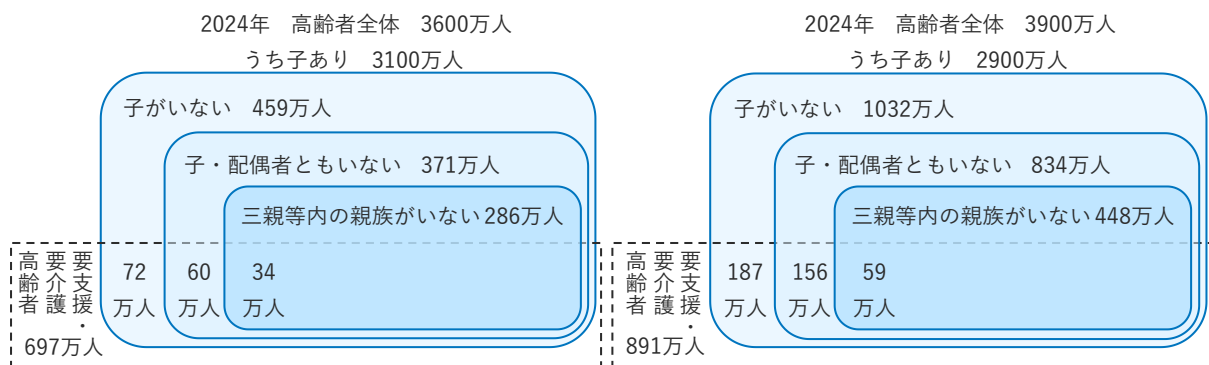


(資料) 日本総合研究所『公的介護保険サービスにおける身元保証等に関する調査研究事業』(2020 年)
国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計』(2024 年推計)・をもとに日本総合研究所推計

ここまでの推計を振り返ると、子がいな高齢者、子・配偶者ともいない高齢者は、2050 年には現在の 2.2 倍に増加すると見込まれる。子・配偶者ともいない要支援・要介護高齢者は、2050 年には 2.6 倍の 187 万人まで増加すると見込まれる。性・年齢階層別の要介護・要支援認定率が 2023 年のまま一定であると仮定すると、2050 年時点の要支援・要介護高齢者は 891 万人と予想され、要支援・要介護高齢者の 5 人に 1 人は子・配偶者など家族介護者がいない計算となる。

三親等内の親族がいない人の伸びは、これに比べると緩やかであるものの、2050 年には高齢者の 9 人に 1 人にあたる 448 万人が三親等内の親族がいないと推計される (図表 9)。

(図表 9) 親族がいない高齢者数の見通し (一覧)



		2024 年	2050 年	2024→2050 年
高齢者全体	子がいな	459 万人 (12.7%)	1032 万人 (26.5%)	225.0%
	子・配偶者ともいない	371 万人 (10.3%)	834 万人 (21.5%)	224.5%
	三親等内の親族がいない	286 万人 (7.9%)	448 万人 (11.5%)	156.7%
要介護・要支援高齢者	子がいな	72 万人 (2.0%)	187 万人 (4.8%)	260.9%
	子・配偶者ともいない	60 万人 (1.7%)	156 万人 (4.0%)	259.9%
	三親等内の親族がいない	34 万人 (0.9%)	59 万人 (1.5%)	173.4%

(資料) 日本総合研究所作成

4. 身寄りが果たしてきた役割や機能

(1) 「身寄り」が果たしてきた役割

これまで「身寄り」が果たしてきた役割は、国会会議録や白書等での記述をもとに以下のように整理できる。制度利用の手続き、身の回りの世話、経済的支援、住まいの提供などにとどまらず、コミュニケーション・相談・心理的サポート、葬儀や慰霊などの死後の対応などが含まれる(図表 10)。

(図表 10) 一般的に身寄りが果たしてきた役割

役割	文脈など
制度利用の手続き	制度利用の申請書類の作成をする、マイナンバーカードの申請をする 役所や社会保険事務所等に足を運んで書類を提出する 成年後見制度の利用申立、行方不明者の搜索願、損害賠償請求
身の回りの世話 育児・介護	家事・介護（養護老人ホームや社会的入院の文脈で）子育て（児童養護の文脈で） 外出支援・送迎、通院同行、入院時の必要物品の購入、金銭管理支援
住まいの提供・同居	住まいの提供（刑余者の更生支援、避難民や被災者支援などの文脈で）
経済的支援	治療・入院にかかる費用、介護費用、家賃、学費等の支払いに関する保証 損害を与えた際の弁済
記憶や情報の整理・ 情報の取り次ぎ	「ねんきん特別便」と就業履歴・保険料納付の記憶を照合して確認する 在外邦人に対する連絡の取り次ぎ、
意思決定支援	治療や手術、転居などに関する意思決定の判断材料の提供、意思決定支援、同意書
コミュニケーション・心理的支援	相談、共感
死後対応	遺体の引き取り、火葬・埋葬、残置物に関する判断と処分、債務の支払い、諸手続き
慰霊など	亡くなった人の本人確認への協力、慰霊、墓の管理、遺骨への DNA 鑑定の協力

(資料) 日本総合研究所作成

(2) 「身寄り」に明示的に求められてきた役割

入院・入所などの場面で、医療機関や介護事業者は親族等に対して「(身元)保証人」として書面に署名捺印させ、金銭の支払いの保証や緊急時の対応などを求めてきたが、特に高齢者が入院・入所する際に親族に対して求められる役割は大きく 4 つに整理できる。

① 規則の遵守

第 1 は、医療機関や入所施設が定める規則を守らせることである。異なる生活習慣や価値観のもとで長年生活してきた患者が 24 時間同じ場所で生活するため、患者・入所者と医療・介護従事者の安全を確保し、円滑に医療・介護・生活支援を提供するために、共通するルールに従ってもらう必要がある。例えば、医師・看護師・病院職員の指示に従うことや飲酒・喫煙せず、療養に専念することなどである。規則を遵守することを本人が誓約するのみならず、規則を遵守させることを保証人が誓約することが多い。認知機能の低下等により規則を十分に理解できなかったり、本人がそれまでの生活習慣や価値観を優先して施設の規則を守ることができない場合に「本人に言って聞かせる」こと、遵守できなかった場合に退院・退所を受け入れるという役割である。医療・介護従事者は、医療や介護を提供する責務があり、患者・入所者に対して規則を守るように注意をすることや、入所者同士のトラブルの仲裁をするなどの業務になるべく手を取られたくないと考えるのは当然といえ

る。規則違反があった場合に、本人に直接注意するよりも、保証人たる親族に伝え、親族から本人に注意してもらうほうが、本人と医療・介護従事者との摩擦も少なく済む。

② 退院・退所

第2は、退院・退所の対応である。医療機関が退院すべきと考えるタイミングに、患者がその準備ができていないとは限らない。医療機関で提供できるリハビリテーションは終了していても、患者が在宅に戻って生活するには不安がある場合もある。在宅生活を再開するにあたって、バリアフリーのための住宅改修をしたり、調理が難しい場合は配食サービスを、入浴が難しい場合はデイサービスを利用する必要がある場合もある。改修工事や電動ベッドの搬入のために留守宅を開錠する際には鍵を預かっている親族がいたほうが円滑に進む。在宅生活が難しい場合には、転居・転院先を探し、見学をしたうえで入居・入院手続きを行う必要がある。自宅を売却して終の棲家を探すといった大きな決断が必要な場合もある。このような重大な決断と、煩雑な手続きを独力で行うことができる高齢者はごくわずかだろう。

一方、介護施設・有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅などは、それぞれ入所者・入居者の状態像を設定している。日中のみ看護師を配置している有料老人ホームでは、入所者が24時間の医療的対応が必要になった場合に退所や別の居室に移ることを求める場合もある。他の入所者に不安や危険をもたらすような行動をとる場合には退所を迫られる。これらの条件は、入所・入居時の契約書に記載されていても、再度説明して本人が納得する必要がある。また仮に本人が納得したからといってただちに退所を迫ることは難しく、転居先を探し、手続きをして引越しをするという一連の手続きをする人が必要になる。

独力では退院・退所が難しい高齢者本人に代わって、これら一連の支援を行う役割が親族支援者に求められる。

③ 意思の代弁・情報伝達

第3は、本人の意思の代弁や情報の伝達の機能である。情報の伝達は、高齢者の側から医療・介護従事者に伝える場合と、その逆の方向の場合がある。前者は、加齢や疾病に伴う判断能力や記憶力、発話能力の低下、意識不明の状態に陥って本人が意思を表明できなくなった場合などに、本人の意思を類推して「延命治療は望んでいないと言っていました」などと伝えるといった場面である。後者は、医療従事者から手術のリスクの説明を受けたり、介護施設の契約にあたって重要事項の説明を受けたりする場面である。

医療ではインフォームドコンセントが重視されるようになり、介護サービスも生活支援サービスも契約に基づいて提供される。判断能力を欠いており契約行為ができないという場合には成年後見制度の利用が必要になるが、記憶障害が時折発生する、難しい内容は理解できない、視力や聴力が低下しているといった場合には、親族支援者が契約に立ち会って情報伝達を助けることが多い。特に手術などのリスクを伴う医療行為にあたっては、親族が手術同意書へのサインを求められやすい。これは、万一手術が失敗して本人が亡くなった場合に損害賠償請求権が相続人に継承されるため、相続人たる親族が手術のリスクの説明を受けたうえで同意するという手続きを踏むほうが、医療機関側のリスクが少なく済むためである。患者本人が同意することが難しい状態の場合に、患者を待たせてでも身寄りを探し出して同意書にサインを得てから手術を行う医療機関があるのはこのような背景がある。

④ 死後対応

第4は、本人が亡くなった後の対応である。家賃・医療費・介護費などの債務は相続人に継承されるため、大家・医療機関・介護施設は相続人たる親族の連絡先を把握しておかないと、最終月の費用が未収となるリスクがある。金銭的な面だけでなく、遺体を運搬する手筈を整え、火葬・埋葬を行うこと、遺された家財道具を処分するという役割を遂行する人も必要である。終身建物賃貸借契約ではない一般的な賃貸借契約の場合は賃借権が相続人に継承されるため、貸主は相続人との間で賃貸借契約を解除する手続きを行う必要がある。親族支援者がいない場合には、相続人を探す負担や、残置物の処分が完了するまでの間に空室が生じるリスクがある。高齢者は若年者よりも亡くなる可能性が高いため、家賃の滞納を回避するために家賃保証会社との契約することに加え、親族の連絡先の提出が求められることが一般的である。

5. 今後の「身寄り」の役割をどうするか

(1) 従来型の支援を期待できる高齢者

このように、高齢者の親族支援者には、制度利用の手続き、身の回りの世話、経済的支援、相談相手や心理的支援などの一般的な支援に加えて、規則の遵守、退院・退所対応、情報伝達、死後の対応という4つの役割が求められる。それらに加え、いったん当該高齢者支援のキーパーソンとして認識されてしまうと、あらゆることがその人に降りかかってくる可能性がある。高齢者本人と交渉・契約することに不確実性があると判断された事項は、キーパーソンを経由されがちである。例えば、庭木が伸びて隣家との境界を超えた場合に、高齢者本人ではなくその娘や息子に対応を求める、といった場合である。

これら一連の役割を遂行するためには、本人に状況を説明したり必要に応じて説得できるような関係性や、医療・介護・生活支援・葬儀などのサービスの利用に際して必要な手続きを行うことができる情報収集能力・判断力や遂行力、本人が費用負担できなかつた場合に肩代わりできるような経済力などが必要になる。いかなる支援要請の内容についても責任を負う、いわばフルパッケージの支援は負担が重く、仮に親族がいても、高齢であつたり、障害があつたり、生活に余裕がなかつたりする場合には、引き受けることは難しい。また、引き受けられる甥や姪などがいたとしても、高齢者本人が遠慮して依頼できない場合もある。フルパッケージの支援を期待できる相手はほぼ子に限られ、高齢者とその子の関係が良好であることも条件となる。

しかし、子がいる高齢者の割合は現時点でも約9割、2050年には約7割まで減少する見通しである。「いざというときのお金の援助」を頼める相手がいる高齢者は現時点で約8割とみられ、子がいなくても頼れないという人が一定割合いる。このような見通しを踏まえると、今後、高齢者のうち7割弱については、従来どおりのやり方を継続することが可能だが、残りの3割に対してはその他の方法で対応する必要が生じるといえる。

(2) 従来型の支援を親族に期待できない高齢者への対応

① 支援の負担軽減による引き受け手の拡大

フルパッケージの支援は負担が大きすぎて引き受け手が限られるため、身寄りに求める役割を最小限にすることによって引き受け手の幅を広げるケースが考えられる。例えば、生前は仲が悪かつた親族に遺骨の引き取りと菩提寺への納骨を依頼したり、疎遠な親戚に対して死亡届の届出人の欄

に名前を記入してもらう、といったケースである。死後対応は生存中の支援に比べて不測の事態が発生しやすく、依頼する内容を具体的に提示しやすいため、引き受ける側のリスクも小さくて済む。

生存中についても、身寄りに求める役割を小さくすることで、高齢のきょうだいや疎遠な親戚に支援を依頼するケースも考えられる。例えば本人の性格や生活の様子が分かっているならば、施設入所にあたって、規則を遵守させるための保証人は不要だと判断できる場合もある。終の棲家となるような施設に入所する場合は、転院・退所の手配もほぼ生じない。延命治療などに関する希望が予め表明されていれば、意思の類推や情報伝達も最小限で済む。死亡直前の利用料が未収とならないよう金銭を預託したり、葬儀・納骨や残置物の処分を生前契約して支払いを済ませたりしておけば、費用を支援者が肩代わりしなくて済む。身寄りに求める依頼内容を最小限にすることで、依頼できる対象者が広がる。親族を支援したい気持ちがないわけではないが、体調面や体力の制約、時間的・経済的制約によりフルパッケージの支援は難しい高齢のきょうだいや、疎遠な甥や姪などに依頼する場合には、このような方法が有効である。

本人と親族支援者の間に立ってこのような調整を行うのは、ケアマネジャーや医療機関の医療ソーシャルワーカー、地方自治体の地域包括支援センターの職員や生活保護のケースワーカーなどである。例えば、介護施設が保証人に求める要求水準を「死後の連絡先のみ」にまで下げてもらい、遠縁の親族に連絡先だけを引き受けてもらう、といった交渉である。頼れる親族がいない高齢者が少数の例外といえるうちは、都度このような交渉を行ってきたが、今後はそのような高齢者が急増することが見込まれる。2024 年時点で子はいないが三親等内の親族がいる高齢者は 173 万人(高齢者全体の 5.5%)、2050 年時点で 584 万人(同 17%)となることを見込まれる。このうち要支援・要介護高齢者は 2050 年時点で 128 万人と推計される。都度行われることが多いこのような調整の負担を軽減するため、高齢または遠方の親族に求めうる役割と、その際の医療・介護事業者や関係機関の役割分担のあり方を整理して、調整の手順を標準化することも必要になるだろう。

② 親族以外への支援者の拡大

今後も、子がいる高齢者が過半数を占めることが予想され、高齢者への支援を親族に求めるという従来の方法は継続して然るべきである。相続や死後の手続きの権限という点においても、親族がいるのであれば少し無理をしてでも親族に依頼するという方法が今後も大勢を占めるだろう。しかしながら、頼れる親族がいない高齢者が増加するという現実を見据え、これまでは近い親族がまるごと担っていた役割を見直し、分割し、代替していく必要がある。前述のような、高齢や遠縁の親族に支援を依頼する方法の模索に加えて、血縁によらない関係にも頼っていくべきだろう。日頃のちょっとしたことの手助けを頼れる知人・友人がいる人は高齢者の 20%、近所にそのような人がある高齢者は 12%を超える(国立社会保障・人口問題研究所『生活と支え合いに関する調査』2022 年)。例えば、自治体が実施する終活情報登録事業に知人・友人を支援者あるいは連絡先として登録する、あるいはさらに踏み込んで、友人同士が相互に相手方を任意後見受任者とする任意後見契約公正証書を作成・登記するなどの方法によって、血縁関係がなくても本人が信頼する正式な支援者であることを第三者にも示すことができ、親族以外による支援の可能性の広がりが期待できるだろう。

以上

〔補遺1〕 通知・白書・国会会議録における「身寄り」言及例

〔厚生労働省通知〕

	本文抜粋	「身寄り」の役割
納骨堂の許可について (1969 年)	養護老人ホーム等において入寮者が死亡した場合、当該施設内にその焼骨を安置し祭っておりますが、これは当該施設に収容されている者のうち <u>身寄りのない</u> 者が死亡した時(略)を対象として措置している	遺骨を引き取る親族
軽費老人ホームの設備及び運営について (1972 年)	軽費老人ホームの利用者の要件 (中略) ア <u>身寄りのない</u> 者 イ 家庭の事情等によって家族との同居が困難な者	住居を提供する同居家族
児童福祉施設／社会福祉施設における施設機能強化推進費について (1987 年)	心身機能低下防止事業 地域の児童、学生グループ、老人クラブ等を定期的に施設に招き、入所児(者)との座談会、レクリエーション及び <u>身寄りのない</u> 入所児(者)の1日親子対話等、交流の機会を設けることにより、入所児(者)の孤独感の解消、心身機能の低下防止等を図る。	子と対話し、子を育てる親
介護保険法施行法による生活保護法の一部改正等について (1999 年)	介護保険制度は、社会的入院の解消がその創設の趣旨の一つであり、被保護者のうち、単身で <u>身寄りが</u> ないなど社会的入院を余儀なくされている長期入院患者や現に在宅で要介護又は要支援の状態にあるものについては、(中略)介護サービスを利用すべきものである。	介護・看護を提供しうる同居家族
成年後見制度の創設に伴う厚生省関係法令の改正等について (2000 年)	成年後見制度は(略)本人、配偶者、四親等内の親族等の当事者による申立に基づく利用に委ねることが基本となるが、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、 <u>身寄りが</u> ない場合(略)市町村長に対し、審判の請求権を付与する	成年後見制度利用申立を本人に代わって実施可能な配偶者、四親等内の親族

〔白書〕

	本文抜粋	「身寄り」の範囲・役割
厚生白書 (1958 年)	児童相談所は、(略)相談に応じ、(略)親のない児童、ちまたに流浪する児童等のようにさしあたり <u>身寄りのない</u> 児童を一時保護	(子どもの)親
厚生白書 (1961 年)	低所得階層に属する <u>身寄りのない</u> 老人のために軽費老人ホームが国庫補助により設置されている	(高齢者の)同居家族
厚生白書 (1962 年)	無料健康診断、 <u>身寄りのない</u> 老人の適当な家庭への委託、老人向きアパートまたは老人住宅の建設、老人のための給食サービス、不幸な老人を慰めるための友愛訪問(後略)	(高齢者の)同居家族
厚生白書 (1963 年)	65 才以上で、身体あるいは精神に欠陥があつたり、 <u>身寄りが</u> なかつたりして生活に不自由している老人をそれぞれ必要の度合に応じて養護老人ホームや特別養護老人ホームに収容	(生活に不自由している高齢者の)同居家族
厚生白書 (1970 年)	(老人ホームの高齢者について)まったく <u>身寄りのない</u> 老齢者はかえって施設に適応しやすく、むしろ <u>身寄り</u> がいる場合の方が問題	(意思決定に関与する)親族
厚生白書 (1976 年)	軽費老人ホームは <u>身寄りのない</u> 者又は家庭の事情によって家族との同居が困難な 60 歳以上の者を入所させる	(高齢者の)同居家族
厚生白書 (1981 年)	原爆特別措置法による措置としては、(略)保健手当(一定の身体上の障害のある者並びに <u>身寄りのない</u> 単身居宅の 70 歳以上の老人については月額 2 万 4,000 円)	配偶者・子・孫
厚生白書 (2003 年)	我が国における地域福祉活動は、従来は、生活困窮者を支援し、 <u>身寄りのない</u> 高齢者や孤児等の生活の場を提供する活動が主として行われていたが、(略)取組みの内容が多様化していった	(高齢者に)生活の場を提供する親族
支援費制度関係 Q&A (2002 年)	施設入所している単身の知的障害者に <u>身寄りが</u> ない場合や親族の援助が期待できない場合等は、施設職員の援助によって、当該知的障害者本人が支援費の支給申請の手続きを行うことは(略)可能	(支給申請手続きが必要な知的障害者の)親族
身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引 (2021 年)	<u>身寄りのない</u> 方が亡くなったときに所持していた金銭等や物品については、葬祭費用等の必要な費用に充てた上で、なお残るものがある場合には、民法の規定により、(略)処理をすることが考えられます。	(亡くなった方の)相続人
国土交通省「自動車事故による重度後遺障害者の「親亡き後問題」に関する調査報告書」(2009 年)	<u>身寄りが</u> ない障害者は入所困難であつたり、「親亡き後」の問題が発生しそうな入所者は将来に不安がある。	(重度後遺障害者の施設入所手続きを行う)親族
犯罪白書 (1940 年)	更生保護の対象となる者のうちには、家族や <u>身寄り</u> がなく、当面の衣食住に窮する結果となるといった者が少なくない。	衣食住を提供する親族
犯罪白書 (2004 年)	満期釈放者は(略) <u>頼るべき身寄り</u> や帰住先のないまま自由の身となっても、かえって社会復帰が困難	帰住先を提供する親族

〔国会会議録〕

分類	文言抜粋	「身寄り」の役割
高齢者・障害者	身寄りが全くなく、しかも近所付き合いというものもされておらず、文字どおり天涯孤独のお年寄りの方は大都市圏で更に増えていくことになる	孤独の解消 コミュニケーション
	身寄りのない高齢者が増える中で、ケアマネジャーは、通院同行や申請書類作成、入院時の必要物品の購入など、いろんなサポートを一手に担っております	受診の手続き 身の回りのサポート
	身寄りのない認知症の方が身体が不自由なために社会保険事務所等に来訪できない	社会保険の手続き
	「ねんきん特別便」を発送しているが、身寄りのない認知症の方の場合、記憶をたどることができない	記憶をたどる支援
	マイナカードは(略)高齢者や要介護者、身寄りのない障害者などなかなか、こういった方はなかなか取得が困難	マイナカード取得手続き
	自治体による後見申請が急増している(略)身寄りのないお年寄り、親族が協力的でない	成年後見制度の申立
亡くなった方	成年後見人は(略)身寄りのない場合は遺体の引き取りや埋葬まで求められ	遺体引き取り・埋葬
	身寄りのない方が亡くなった場合、残された家財の処理などの問題が発生する、このようなことから、賃貸人から高齢者の方など入居を断られる	家財の処理
	身寄りのない方などが亡くなった場合、火葬や埋葬の経費等を差し引いた受取手のない遺留金	火葬・埋葬の遂行 遺産の相続
患者	治療する金がない、そもそも入院するには保証人が必要で、身寄りがいないため無理	入院時の保証人
	脳内出血を発症して寝たきりの状態となった、御本人に身寄りが少なく、賠償を手伝うことのできる親族もなかったために賠償請求ができなかった	本人に代わって損害賠償 請求の手続きを行う
	身寄りのない方で後見人がいない方で(略)病院に運ばれて(略)ケアマネジャーがその同意書にサインをしているケース	手術の同意
児童	乳児院というと、(略)身寄りのないお子さんの養育を二歳、三歳未満までするという場所としかイメージ	子の養育
	親御さんのいらっしゃらない、身寄りのない方(略)社会に出ようとしたときに、未成年になるわけでありまして、この未成年者の身元保証人制度が今の日本にはない	未成年者の保証人
	養護施設を卒業した若者に会ったんですが、身寄りがないので、基本的に住み込みでの場所(での仕事)しか見付からない	就職時の身元保証人
子育て世帯	他地域からの転入で、近くに身寄り、頼りもなく、そして、それで子育てをしているファミリーも多い	子育ての支援
低所得者	路上生活は経験していないが家族をつくる経済的な基盤がなく身寄りのない高齢者	経済的援助
	身寄りもない生活保護者がひそかに住んでいて、亡くなったときに遺影の写真もない	遺影写真の提供
刑余者	刑事施設出所者のうち特に就労が困難で身寄りのない者について	更生支援・経済的援助
	身寄りのない刑務所出所者等が増加して、更生保護施設の収容能力を拡大する	更生支援
海外在住者	(国民年金に任意加入している在外邦人について)親とか兄弟とかそういう身寄りのない、連絡先がない人	国内の連絡先
避難民	国がウクライナからの避難者に対する支援を実施している対象者は、日本に身寄りのない人に限定されており、(略)日本に身寄りのある人に対しては、居住している自治体等が独自支援	住まいの提供・ 生活のサポート
拉致被害者	身寄りがほとんどない方について拉致をしているケース	行方不明者の搜索願
戦没者	終戦から六十六年がたち(略)慰霊を続けてきた身寄りが途絶えた方	慰霊
	(戦没者の遺骨収集に関して)手掛かり情報がない御遺骨について	DNA鑑定等への協力

(資料)各省ウェブサイトならびに国会会議録検索システムをもとに日本総合研究所作成

（補遺 2） 試算の前提数値

1. 有配偶者のうち子がない割合

有配偶者のうち子がない人の割合は、年齢階級ごとに国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」による妻 50 歳時点で子がない夫婦の割合をもとに設定した。2020 年代の時点で 49 歳以下の層は第 16 回調査（2021 年実施）、50～64 歳は第 14 回調査（2010 年）、65～74 歳は第 12 回調査（2002 年）、75～84 歳は第 10 回調査（1992 年）、85 歳以上は第 8 回調査（1982 年）の結果を用いている。

有配偶者のうち子がない人の割合				
	2020 年代	2030 年	2040 年	2050 年
49 歳以下	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
50～64 歳	7.5%	9.9%	9.9%	9.9%
65～74 歳	4.2%	7.5%	9.9%	9.9%
75～84 歳	3.8%	4.2%	7.5%	9.9%
85 歳以上	3.6%	3.6%	4.2%	7.5%

2. 死別者のうち子がない割合

死別者の多くは夫婦が高齢になってから死別しており、出産には影響しないものと考えられる。このため、妻が 50 歳よりも前に死別した場合に出生数に影響すると仮定し、45～49 歳の時点の死別者が、死別者＋有配偶者に占める割合を算出し、その分を減じた。2020 年代の時点で 49 歳以下の層は令和 2 年国勢調査、50～64 歳は平成 22 年国勢調査、65～74 歳は平成 12 年国勢調査、75～84 歳は平成 2 年国勢調査、85 歳以上は昭和 55 年国勢調査の結果を用いている。

死別者のうち子がない人の割合				
	2020 年代	2030 年	2040 年	2050 年
49 歳以下	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%
50～64 歳	8.8%	10.7%	10.7%	10.7%
65～74 歳	5.9%	8.8%	10.7%	10.7%
75～84 歳	6.1%	5.9%	8.8%	10.7%
85 歳以上	6.6%	6.6%	5.9%	8.8%

3. 離別者のうち子がない割合

離別者については、同居期間が長いほど子がいる可能性が高い。平均初婚年齢と離婚者の結婚持続期間の分布を踏まえて、出生子ども数が 0 の離別者の割合を試算した。例えば 2000 年時点で 65～74 歳の層は 1946～55 年生まれであり、1975 年前後に初婚年齢 24.7 歳で結婚するのが平均的な像である。離婚した場合の平均同居期間は 10.1 年であり、1985 年前後に離婚したと仮定し、1980 年、1985 年、1990 年の結婚持続期間別離婚件数を算出した（0～4 年が 36.4%、5～10 年が 23.2%、（中略）25 年以上が 4.5%）。一方、第 12 回出生動向基本調査によると、結婚 4 年以内の夫婦は 39.4%、5～10 年の夫婦の 10.4%、結婚 25 年超の夫婦の 2.0%は子がない。結婚継続期間の分布と結婚持続期間別の子がない割合をもとに、以下のように算出した。なお、離別後の子の親権は母親が持つことが多く、既存調査からも男親は離別後の子に頼れない傾向があることが報告されているが、本推計では、その点は考慮していない。

離別者のうち子がない人の割合				
	2020 年代	2030 年	2040 年	2050 年
49 歳以下	21.9%	21.9%	21.9%	21.9%
50～64 歳	21.3%	21.9%	21.9%	21.9%
65～74 歳	18.3%	21.3%	21.9%	21.9%
75～84 歳	18.3%	18.3%	21.3%	21.9%
85 歳以上	18.3%	18.3%	18.3%	21.3%

4. 未婚者のうち子がない割合

わが国における婚外子は少数に留まるものの、未婚者で子がいる人もいる。最新の国勢調査のみ、母の配偶関係別の母子世帯の数、父の配偶関係別の父子世帯の数（いずれも子は20歳未満）が公表されているため、これに基づく数値を設定した。親が未婚である母子世帯は139,371世帯、父子世帯は27,115世帯となっている（※親子のみの世帯のみならず、子から見て母と祖母が同居しているなど、他の構成員も含む）。これを年齢階層別にみて、例えば45～49歳の未婚者総数と、45～49歳の未婚の母子世帯の母の数を比較することで、未婚者のうち子がいる人の割合を試算した。あくまでも世帯単位で見ており、例えば高校卒業後に子が別世帯を構えた場合など、正確にとらえた数字ではないことに留意が必要である。なお、わが国における婚外子（結婚していない母親からの出生数が全出生数に占める割合）は2020年時点で2.4%であり、1980年代と比較すると増加傾向にある。完結出生児数に基づく本推計とはタイムラグがあるが、今後は未婚者のうち子がいる人の割合が増加する可能性はある。

未別者のうち子がない人の割合（男性）				
	2020年代	2030年	2040年	2050年
49歳以下	99.60%	99.56%	99.56%	99.56%
50～64歳	99.86%	99.60%	99.56%	99.56%
65～74歳	99.86%	99.86%	99.60%	99.56%
75～84歳	99.86%	99.86%	99.86%	99.60%
85歳以上	99.86%	99.86%	99.86%	99.86%

未別者のうち子がない人の割合（女性）				
	2020年代	2030年	2040年	2050年
49歳以下	97.34%	96.66%	96.66%	96.66%
50～64歳	99.29%	97.34%	96.66%	96.66%
65～74歳	99.29%	99.29%	97.34%	96.66%
75～84歳	99.29%	99.29%	99.29%	97.34%
85歳以上	99.29%	99.29%	99.29%	99.29%

なお、5年ごとの推計を行う際には、単純平均（例：2035年は、2030年と2040年の単純平均）としている。

〔参考文献〕

国立社会保障・人口問題研究所『生活と支え合いに関する調査』2017年、2022年

国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（令和5年推計）』2023年

国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計（全国推計）』（令和6年推計）、2024年
総務省行政評価局『遺留金等に関する実態調査 結果報告書』2023年

内閣官房『孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（人々のつながりに関する基礎調査）』2021年、2022年、2023年

日本総合研究所『公的介護保険サービスにおける身元保証等に関する調査研究事業報告書』2020年